議案第12号

八幡浜市営住宅条例及び八幡浜市改良住宅条例の一部を改正する条例の 制定について

標記条例を次のように制定する。

令和2年2月25日提出

八幡浜市長 大 城 一 郎

記

八幡浜市営住宅条例及び八幡浜市改良住宅条例の一部を改正する条例 (八幡浜市営住宅条例の一部改正)

第1条 八幡浜市営住宅条例(平成17年条例第182号)の一部を次のように 改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。ただし、改正後の欄に掲げる規定で改正前の欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加えるものとする。

(公募の例外)

第5条 市長は、次に掲げる事由に係る者を公募 を行わず、市営住宅に入居させることができ る。

 $(1) \sim (4)$ (略)

(5) 都市計画法(昭和43年法律第100号) 第59条の規定に基づく都市計画事業、土地 区画整理法(昭和29年法律第119号)第 3条**第4項若しくは第5項**の規定に基づく 土地区画整理事業又は都市再開発法(昭和4 4年法律第38号)に基づく市街地再開発事 業の施行に伴う住宅の除却

 $(6) \sim (8)$ (略)

(入居者の資格)

第6条 市営住宅に入居することができる者は、次の各号<u>に掲げる条件</u>(老人、身体障害者その他の特に居住の安定を図る必要がある者(<u>以下</u> 「老人等」という。)にあっては第2号から第5号まで、被災市街地復興特別措置法(平成7年法律第14号)第21条に規定する被災者等、東日本大震災復興特別区域法(平成23年法律第122号)第19条に規定する被災者等並びに福島復興再生特別措置法(平成24年法律第25号)第27条に規定す

(公募の例外)

第5条 市長は、次に掲げる事由に係る者を公募 を行わず、市営住宅に入居させることができ る。

 $(1) \sim (4)$ (略)

(5) 都市計画法(昭和43年法律第100号) 第59条の規定に基づく都市計画事業、土地 区画整理法(昭和29年法律第119号)第 3条第3項若しくは第4項の規定に基づく 土地区画整理事業又は都市再開発法(昭和4 4年法律第38号)に基づく市街地再開発事 業の施行に伴う住宅の除却

 $(6) \sim (8)$ (略)

(入居者の資格)

第6条 市営住宅に入居することができる者は、 次の各号 (老人、身体障害者その他の特に居住の安定を図る必要がある者(<u>次条</u> 第2項において「老人等」という。)にあっては第2号から<u>第5号</u>、被災市街地復興特別措置法(平成7年法律第14号)第21条に規定する被災者等 る特定帰還者及び同法第39条に規定する居住制限者にあっては第3号に掲げる条件)を具備する者でなければならない。ただし、東日本大震災復興特別区域法第19条に規定する被災者等については、同条の認定を受けた復興推進計画に記載された同条第2項の期間が満了する日(その日が令和3年3月11日後の日であるときは、同月11日)までの間に限る。

(1) 現に同居し、又は同居しようとする親族 (婚姻の届出をしないが事実上婚姻関係と 同様の事情にある者その他婚姻の予約者を 含む。第5号、第9条第1項第2号、第12 条第1項及び第2項並びに第53条第1号 及び第3号において同じ。)があること。

 $(2) \sim (5)$ (略)

2 前項の老人等

は、次の各号のいずれかに該当する者とする。ただし、身体上又は精神上著しい障害があるために常時の介護を必要とし、かつ、居宅においてこれを受けることができず、又は受けることが困難であると認められる者を除く。

(1)~(8) (略)

3 (略)

4 市長は、単身で入居できる市営住宅を別に定め、第1項第1号に規定する条件の有無にかか わらず、入居させることができるものとする。

5 (略)

(入居の申込み及び入居者の決定)

- 第8条 前2条に規定する<mark>入居者資格</mark>のある者 で市営住宅に入居しようとする者は、市長の定 めるところにより入居の申込みをしなければ ならない。
- 2 · 3 (略)

(入居者の選考)

第9条 (略)

- 2 市長は、前項各号<u>のいずれか</u>に該当する者に ついて公開抽選を行い、入居者を決定する。
- 3 (略)

(入居補欠者)

第10条 (略)

2 市長は、入居決定者が市営住宅に入居しない 場合又は市長が定める期間内に空家が生じた 場合は、前項の入居補欠者のうちから、実情を 調査して入居順位に従い入居者を決定しなけ ればならない。

(住宅入居の手続)

第11条 市営住宅の入居決定者は、決定の通知 があった日から10日以内に、次に掲げる手続 をしなければならない。 _____にあっては第3号<u>)の条件</u>を具備する者でなければならない。

(1) 現に同居し、又は同居しようとする親族 (婚姻の届出をしないが事実上婚姻関係と 同様の事情にある者その他婚姻の予約者を 含む。第5号、第12条第1項、第13条第 1項、第53条第1号

及び第3号において同じ。)があること。

 $(2) \sim (5)$ (略)

2 前項<u>に規定する老人、身体障害者その他の特に居住の安定を図る必要がある者</u>は、次の各号のいずれかに該当する者とする。ただし、身体上又は精神上著しい障害があるために常時の介護を必要とし、かつ、居宅においてこれを受けることができず、又は受けることが困難であると認められる者を除く。

(1) \sim (8) (略)

3 (略)

4 市長は、単身で入居できる市営住宅を別に定め、第1項第1号に規定する条件の有無に<mark>関わらず、入居</mark> できるものとする。

5 (略)

(入居の申込み及び入居者の決定)

- 第8条 前2条に規定する**入居資格** のある者 で市営住宅に入居しようとする者は、市長の定 めるところにより入居の申込みをしなければ ならない。
- 2 · 3 (略)

(入居者の選考)

第9条 (略)

- 2 市長は、前項各号_____に該当する者について公開抽選を行い、入居者を決定する。
- 3 (略)

(入居補欠者)

第10条 (略)

2 市長は、入居決定者が市営住宅に入居しない <u>とき</u>又は市長が定める期間内に空家が生じた <u>場合</u>、前項の入居補欠者のうちから、実情を 調査して入居順位に従い入居者を決定しなけ ればならない。

(住宅入居の手続)

第11条 市営住宅の入居決定者は、決定の通知 があった日から10日以内に、次に掲げる手続 をしなければならない。

- (1) 原則として市内に居住し、市長が適当と 認める連帯保証人<u>1人が署名する</u>契約書を 提出すること。
- (2) (略)
- 2 (略)
- 3 市長は、特別の事情があると認める者に対しては、第1項第1号の規定による契約書に連帯保証人の<u>署名</u>を必要としないこととすることができる。
- $4 \sim 6$ (略)

(家賃の決定)

第14条 (略)

- 2 市長は、市営住宅の入居者(介護保険法(平 成9年法律第123号)第5条の2第1項に規 定する認知症である者、知的障害者福祉法(昭 和35年法律第37号) にいう知的障害者その 他の公営住宅法施行規則第8条で定める者に 該当する者に限る。)が、次条第1項に規定す る収入の申告をすること及び第36条の規定 による報告の請求に応じることが困難な事情 にあると認めたときは、前項の規定にかかわら ず、当該入居者の毎月の家賃を、毎年度、令第 2条で定めるところにより、第36条の規定に よる書類の閲覧の請求その他の公営住宅法施 行規則第9条で定める方法により把握した当 該入居者の収入及び当該市営住宅の立地条件、 規模、建設時からの経過年数その他の事項に応 じ、かつ、近傍同種の住宅の家賃以下で定める ことができる。
- 3 4 (略)

(収入の申告等)

第15条 (略)

- 2 (略)
- 3 市長は、第1項の規定による収入の申告<u>又は</u> 第36条の規定による書類の閲覧の請求その 他の公営住宅法施行規則第9条で定める方法 により把握した入居者の収入</u>に基づき、収入の 額を認定し、当該額を入居者に通知するものと する。
- 4 (略)

(家賃の納付)

第17条 (略)

- 2 入居者は、毎月、市長の指定する期日(月の 途中で明け渡した場合は、当該明渡しの日)までに、その月分を納付しなければならない。
- 3 (略)
- 4 入居者が第41条に規定する手続を経ない で住宅を立ち退いたときは、第1項の規定にか かわらず、市長が明渡しの日を認定し、その日

- (1) 原則として市内に居住し、市長が適当と 認める連帯保証人<u>2人の連署する</u>契約書を 提出すること。
- (2) (略)
- 2 (略)
- 3 市長は、特別の事情があると認める者に対しては、第1項第1号の規定による契約書に連帯保証人の<u>連署</u>を必要としないこととすることができる。

 $4 \sim 6$ (略)

(家賃の決定)

第14条 (略)

2 市長は、市営住宅の入居者(介護保険法(平 成9年法律第123号)第5条の2第1項に規 定する認知症である者、知的障害者福祉法(昭 和35年法律第37号) にいう知的障害者その 他の公営住宅法施行規則第8条で定める者に 該当する者に限る。)が、次条第1項に規定す る収入の申告をすること及び第36条の規定 による報告の請求に応じることが困難な事情 にあると認めたときは、前項の規定にかかわら ず、当該入居者の毎月の家賃を、毎年度、令第 <u>3条</u>で定めるところにより、第36条の規定に よる書類の閲覧の請求その他の公営住宅法施 行規則第9条で定める方法により把握した当 該入居者の収入及び当該市営住宅の立地条件、 規模、建設時からの経過年数その他の事項に応 じ、かつ、近傍同種の住宅の家賃以下で定める ことができる。

3 • 4 (略)

(収入の申告等)

第15条 (略)

- 2 (略)
- 3 市長は、第1項の規定による収入の申告

_に基づき、収入の

額を認定し、当該額を入居者に通知するものとする。

4 (略)

(家賃の納付)

第17条 (略)

- 2 入居者は、毎月、市長の指定する期日(月の 途中で明け渡した<mark>場合は明け渡した日</mark>)ま でに、その月分を納付しなければならない。
- 3 (略)
- 4 入居者が第41条に規定する手続を経ないで住宅を立ち退いたときは、第1項の規定にかかわらず、市長が明渡しの日を認定し、その日

までの家賃を徴収する。

(敷金)

第19条 (略)

- 2 市長は、**第16条各号** のいずれかに掲げる 特別の事情がある場合においては、敷金の減免 又は徴収の猶予を必要と認める者に対して、市 長が定めるところにより、当該敷金の減免又は 徴収の猶予をすることができる。
- 3 入居者が賃貸借に基づいて生じた金銭の給付を目的とする債務を履行しないときは、市は、敷金をその債務の弁済に充てることができる。この場合において、入居者は、市に対して、敷金をもって賃貸借契約に基づいて金銭の給付を目的とする債務の弁済に充てることを請求することができない。
- 4 第1項に規定する敷金は、入居者が住宅を明け渡すとき、これを還付する。ただし、賃貸借 に基づいて生じた金銭の給付を目的とする債 務の不履行又は損害賠償金があるときは、敷金 のうちからこれを控除した額を還付する。

5 (略)

(修繕費用の負担)

第21条 市営住宅及び共同施設の修繕に要する費用は、市長がその修繕に要する費用を入居者が負担するものとして定めるものを除いて、

_市の負担とする。

- 2 (略)
- 3 入居者の責めに帰すべき事由によって<mark>市営 住宅又は共同施設の修繕</mark>の必要が生じたとき は、第1項の規定にかかわらず、入居者は、市 長の選択に従い、修繕し、又はその費用を負担 しなければならない。

(入居者の費用負担義務)

第22条 次に掲げる費用は、入居者の負担とする。

(1) \sim (3) (略)

(4) 前条第1項<u>において市が負担することとされているもの</u>以外の市営住宅及び共同施設の修繕に要する費用

(収入超過者に対する家賃)

第31条 第29条第1項の規定により収入超過者と認定された入居者は、第14条第1項及び第2項の規定にかかわらず、当該認定に係る期間(当該入居者が期間中に市営住宅を明け渡した場合にあっては、当該認定の効力が生じる日から当該明渡しの日までの間)、毎月、第3項に規定する方法により算出した額を家賃として支払わなければならない。

まで 家賃を徴収する。

(敷金)

第19条 (略)

2 市長は、**第16条の各号**のいずれかに掲げる 特別の事情がある場合においては、敷金の減免 又は徴収の猶予を必要と認める者に対して、市 長が定めるところにより、当該敷金の減免又は 徴収の猶予をすることができる。

3 第1項に規定する敷金は、入居者が住宅を明け渡すとき、これを還付する。<u>ただし未納の家</u>賃

4 (略)

(修繕費用の負担)

- 第21条 市営住宅及び共同施設の修繕に要する費用 (畳の表替え、破損ガラスの取替え等の 軽微な修繕及び給水栓、点滅器その他附帯施設 の構造上重要でない部分の修繕に要する費用 を除く。) は、市の負担とする。
- 2 (略)
- 3 入居者の責めに帰すべき事由によって<mark>第1 項に掲げる修繕</mark>の必要が生じたとき は、<mark>同項</mark>の規定にかかわらず、入居者は、市 長の選択に従い、修繕し、又はその費用を負担 しなければならない。

(入居者の費用負担義務)

- 第22条 次に掲げる費用は、入居者の負担とする。
 - (1) \sim (3) (略)
 - (4) 前条第1項に規定するもの

以外の市営住宅及び共同施設の修繕に要する費用

(収入超過者に対する家賃)

第31条 第29条第1項の規定により収入超 過者と認定された入居者は、第14条第1項

_____の規定にかかわらず、当該認定に係る期間(当該入居者が期間中に市営住宅を明け渡した場合に<u>あっては</u>当該認定の効力が生じる日から当該明渡しの日までの間)、毎月、第3項に規定する方法により算出した額を家賃として支払わなければならない。

2 · 3 (略)

4 **第16条から第18条まで** の規定は、 第1項の家賃について準用する。

(高額所得者に対する明渡請求)

第32条 (略)

2 · 3 (略)

4 市長は、第1項の規定による請求を受けた者 が次の各号のいずれかに掲げる特別の事情が ある場合においては、その申出により、明渡し の期限を延長することができる。

 $(1) \sim (3)$ (略)

(4) 前3号に掲げるもののほか、<u>前3号</u>に準 ずる特別の事情があるとき。

(高額所得者に対する家賃等)

第33条 第29条第2項の規定により高額所 得者と認定された入居者は第14条第1項及 び第2項並びに 第31条第1項の規定にかか わらず、当該認定に係る期間(当該入居者が期間中に市営住宅を明け渡した場合にあっては、 当該認定の効力が生じる日から当該明渡しの 日までの間)、毎月、近傍同種の住宅の家賃を 支払わなければならない。

2 · 3 (略)

(公営住宅建替事業に係る家賃の特例)

第39条 市長は、前条の申出により公営住宅の 入居者を新たに整備された市営住宅に入居さ せる場合において、新たに入居する市営住宅の 家賃が従前の公営住宅の最終の家賃を超える こととなり、当該入居者の居住の安定を図るた め必要があると認めるときは、第14条第1項 <u>若しくは第2項</u>、第31条第1項又は第33条 第1項の規定にかかわらず、令第12条で定め るところにより当該入居者の家賃を減額する ものとする。

(公営住宅の用途の廃止による他の市営住宅 への入居の際の家賃の特例)

第40条 市長は、法第44条第3項の規定による公営住宅の用途の廃止による公営住宅の除 却に伴い当該公営住宅の入居者を他の市営住宅に入居させる場合において、新たに入居する市営住宅の家賃が従前の公営住宅の最終の家賃を超えることとなり、当該入居者の居住の安定を図るため必要があると認めるときは、第1 4条第1項若しくは第2項、第31条第1項又は第33条第1項の規定にかかわらず、令第1 2条に定めるところにより当該入居者の家賃を減額するものとする。

(住宅の明渡請求)

第42条 (略)

2 (略)

2 · 3 (略)

4 **第16条、第17条及び第18条**の規定は、 第1項の家賃について準用する。

(高額所得者に対する明渡請求)

第32条 (略)

2 · 3 (略)

4 市長は、第1項の規定による請求を受けた者が次の各号のいずれかに掲げる特別の事情がある場合においては、その申出により、明渡しの期限を延長することができる。

(1)~(3) (略)

(4) 前3号に掲げるもののほか、<u>前各号</u>に準 ずる特別の事情があるとき。

(高額所得者に対する家賃等)

第33条 第29条第2項の規定により高額所 得者と認定された入居者は第14条第1項及 び 第31条第1項の規定にかか わらず、当該認定に係る期間(当該入居者が期間中に市営住宅を明け渡した場合にあっては、 当該認定の効力が生じる日から当該明渡しの 日までの間)、毎月、近傍同種の住宅の家賃を 支払わなければならない。

2 · 3 (略)

ものとする。

(公営住宅建替事業に係る家賃の特例)

第39条 市長は、前条の申出により公営住宅の 入居者を新たに整備された市営住宅に入居させる場合において、新たに入居する市営住宅の 家賃が従前の公営住宅の最終の家賃を超える こととなり、当該入居者の居住の安定を図るため必要があると認めるときは、第14条第1項 、第31条第1項又は第33条 第1項の規定にかかわらず、令第12条で定めるところにより当該入居者の家賃を減額する

(公営住宅の用途の廃止による他の市営住宅 への入居の際の家賃の特例)

第40条 市長は、法第44条第3項の規定による公営住宅の用途の廃止による公営住宅の除却に伴い当該公営住宅の入居者を他の市営住宅に入居させる場合において、新たに入居する市営住宅の家賃が従前の公営住宅の最終の家賃を超えることとなり、当該入居者の居住の安定を図るため必要があると認めるときは、第14条第1項 は第33条第1項の規定にかかわらず、令第12条に定めるところにより当該入居者の家賃を減額するものとする。

(住宅の明渡請求)

第42条 (略)

2 (略)

3 市長は、第1項第1号の規定に該当することにより同項の請求を行ったときは、当該請求を受けた者に対して、入居した日から請求の日までの期間については、近傍同種の住宅の家賃の額とそれまでに支払を受けた家賃の額との差額に法定利率 による支払期後の利息を付した額の金銭を、請求の日の翌日から当該市営住宅の明渡しを行う日までの期間については、毎月、近傍同種の住宅の家賃の額の2倍に相当する額以下の金銭を徴収することができる。

 $4 \sim 6$ (略)

第43条 その他住宅の管理については、<mark>前章</mark> の規定を準用する。

(使用許可)

第44条 市長は、社会福祉法人その他公営住宅 法第45条第1項の事業等を定める省令(平成 8年厚生省・建設省令第1号)第2条に規定する者(以下「社会福祉法人等」という。)が市営住宅を使用して同省令第1条に規定する事業(以下「社会福祉事業等」という。)を行うことが必要であると認める場合においては、当該社会福祉法人等に対して、市営住宅の適正かつ合理的な管理に著しい支障のない範囲内で、市営住宅の使用を許可することができる。

2 (略)

(特定優良賃貸住宅制度に基づく管理)

第52条 市長は、市営住宅を前条の規定に基づいて使用させる場合にあっては、当該市営住宅を特定優良賃貸住宅法第18条第2項の<u>国土</u><u>交通省令</u>で定める基準に従って管理する。

(入居者資格)

- 第53条 第51条の規定により、市営住宅を使用することができる者は、第6条の規定にかかわらず、次の条件を具備する者でなければならない。
 - (1) 所得が中位にある者でその所得が特定優良賃貸住宅の供給の促進に関する法律施行規則(平成5年建設省令第16号。次号において「特定優良賃貸住宅法施行規則」という。) 第6条に定める基準に該当するものであって、自ら居住するため住宅を必要とするもののうち、現に同居し、又は同居しようとする親族があるもの

(2) • (3) (略)

(家賃)

第54条 第51条の規定による使用に供される市営住宅の毎月の家賃は、第14条第1項若 しくは第2項、第31条第1項又は第33条第 1項の規定にかかわらず、当該市営住宅の入居 3 市長は、第1項第1号の規定に該当することにより同項の請求を行ったときは、当該請求を受けた者に対して、入居した日から請求の日までの期間については、近傍同種の住宅の家賃の額とそれまでに支払を受けた家賃の額との利息を付した額の金銭を、請求の日の翌日から当該市営住宅の明渡しを行う日までの期間については、毎月、近傍同種の住宅の家賃の額の2倍に相当する額以下の金銭を徴収することができる。

 $4 \sim 6$ (略)

第43条 その他住宅の管理については、<mark>第2章</mark> の規定を準用する。

(使用許可)

第44条 市長は、社会福祉法人その他<u>厚生省</u> **令・建設省令** (平成

8年厚生省・建設省令第1号)第2条に規定する者(以下「社会福祉法人等」という。)が市営住宅を使用して同省令第1条に規定する事業(以下「社会福祉事業等」という。)を行うことが必要であると認める場合においては、当該社会福祉法人等に対して、市営住宅の適正かつ合理的な管理に著しい支障のない範囲内で、市営住宅の使用を許可することができる。

2 (略)

(特定優良賃貸住宅制度に基づく管理)

第52条 市長は、市営住宅を前条の規定に基づいて使用させる場合にあっては、当該市営住宅を特定優良賃貸住宅法第18条第2項の建設 省令 で定める基準に従って管理する。

(入居者資格)

- 第53条 第51条の規定により、市営住宅を使用することができる者は、第6条の規定にかかわらず、次の条件を具備する者でなければならない。
 - (1) 所得が中位にある者でその所得が<u>特定優</u> **良賃貸住宅法施行規則**

第6条に定める基準に該当するものであって、自ら居住するため住宅を必要とするもののうち、現に同居し、又は同居しようとする親族があるもの

(2) • (3) (略)

(家賃)

第54条 第51条の規定による使用に供される市営住宅の毎月の家賃は、第14条第1項 、第31条第1項又は第33条第

1項の規定にかかわらず、当該市営住宅の入居

者の収入を勘案し、かつ、近傍同種の住宅の家賃以下で市長が定める。

2 (略)

- 3 第1項の近傍同種の住宅の家賃については、 第14条第4項の規定を準用する。この場合に おいて、同項中<u>「第1項及び第2項」</u>とあるの は「第54条第1項」と読み替えるものとする。 (準用)
- 第55条 第51条の規定による市営住宅の使 用については、第52条から前条までに定める もののほか、第4条、第5条、第8条から第1 3条まで、第16条から第28条まで、第36 条から第42条まで及び第57条の規定を準 用する。この場合において、第8条第1項中、 「前2条」とあるのは「第53条」と、第17 条第1項中「第32条第1項又は第37条第1 項」とあるのは「第37条第1項」と、第36 条第1項中「第14条第1項若しくは第2項、 第31条第1項若しくは第33条第1項の規 定による家賃の決定、第16条(第31条第4 項又は第33条第3項において準用する場合 を含む。)の規定による家賃若しくは金銭の減 免若しくは徴収の猶予、第19条第2項による 敷金の減免若しくは徴収の猶予、第32条第1 項の規定による明渡しの請求、第34条の規定 によるあっせん等又は第38条の規定による 市営住宅への入居の措置」とあるのは「第54 条の規定による家賃の決定 と読み替えるもの とする。

(市営住宅監理員及び市営住宅管理人)

第56条 (略)

 $2 \sim 4$ (略)

5 <u>前各項</u> に規定するもののほか、 市営住宅監理員及び市営住宅管理人に関し必 要な事項は、規則で定める。

(意見聴取)

第57条の2 市長は、第8条第2項(第55条において準用する場合を含む。)の規定による決定をしようとするとき、又は現に市営住宅に入居している者(同居する者を含む。)について、市長が特に必要があると認めるときは、第6条第1項第5号、第12条第3項(第55条において準用する場合を含む。)及び第13条第2項(第55条において準用する場合を含む。)及び第53条において準用する場合を含む。)及び第53条第3号に該当する事由の有無について、愛媛県八幡浜警察署長の意見を聴くことができる。

(管理の委託)

第58条 市長は、本条例に規定するもののうち、次に掲げる事務を公共的団体に委託するこ

者の収入を勘案し、かつ、近傍同種の住宅の家 賃以下で市長が定める。

2 (略)

- 3 第1項の近傍同種の住宅の家賃については、 第14条第4項の規定を準用する。この場合に おいて、同項中「第1項」 とあるの は「第54条第1項」と読み替えるものとする。 (準用)
- 第55条 第51条の規定による市営住宅の使 用については、第52条から前条までに定める もののほか、第4条、第5条、第8条から第1 3条まで、第16条から第28条まで、第36 条から第42条まで及び第57条の規定を準 用する。この場合において、第8条第1項中、 「前2条」とあるのは「第53条」と、第17 条第1項中「第32条第1項又は第37条第1 項」とあるのは「第37条第1項」と、第36 条第1項中「第14条第1項 第31条第1項若しくは第33条第1項の規 定による家賃の決定、第16条(第31条第3 項又は第33条第3項において準用する場合 を含む。)の規定による家賃若しくは金銭の減 免若しくは徴収の猶予、第19条第2項による 敷金の減免若しくは徴収の猶予、第32条第1 項の規定による明渡しの請求、第34条の規定 によるあっせん等又は第38条の規定による 市営住宅への入居の措置」とあるのは「第54 条の規定による家賃の決定 | と読み替えるもの とする。

(市営住宅監理員及び市営住宅管理人)

第56条 (略)

 $2 \sim 4$ (略)

5 **第1項から前項まで**に規定するもののほか、 市営住宅監理員及び市営住宅管理人に関し必 要な事項は、規則で定める。

(意見聴取)

第57条の2 市長は、第8条第2項(第55条において準用する場合を含む。)の規定による決定をしようとするとき、又は現に市営住宅に入居している者(同居する者を含む。)において、市長が特に必要があると認めるときは、第6条第1項第5号、第12条第2項(第55条において準用する場合を含む。)及び第13条第2項(第55条において準用する場合を含む。)及び第53条第3号に該当する事由の有無について、愛媛県八幡浜警察署長の意見を聴くことができる。

(管理の委託)

第58条 市長は、本条例に規定するもののう ち、次に掲げる事務を公共的団体に委託するこ とができる。

 $(1) \sim (4)$ (略)

(5) <u>前2号</u> に定めるもののほか、市営住宅の共同施設の管理に関するもののうち市長が定めるもの。

とができる。

 $(1) \sim (4)$ (略)

(5) 第3号及び第4号(5) 市営住宅の共同施設の管理に関するもののうち市長が定めるもの。

(八幡浜市改良住宅条例の一部改正)

第2条 八幡浜市改良住宅条例(平成17年条例第183号)の一部を次のよう に改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。ただし、改正後の欄に掲げる規定で改正前の欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加えるものとする。

改正後

改正前

(入居者の選考)

- 第5条 市長は、入居の申込みをした者のうち、 第3条第1号に該当する者については優先的 に入居させるものとし、同条第2号及び第3号 に該当する者について、その数が入居させるべ き改良住宅の戸数を超える場合の入居者の選 考は、次に掲げる者について行う。
 - (1) (略)
 - (2) 他の世帯と同居して著しく生活上の不便を受けている者又は住宅がないため親族<u>(婚姻の届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情がある者その他婚姻の予約者を含む。)</u>と同居することができない者

 $(3) \sim (5)$ (略)

(入居の許可)

第6条 市長は、<u>前条の規定により入居者として</u> **決定した者**に対して、規則で

定めるところにより改良住宅 入居許可書を交付<u>し、**入居の許可を通知するも**</u> **のとする。**

(入居の手続)

- 第7条 前条の規定により改良住宅の入居を許可された者は、当該許可のあった日から10日以内に次に掲げる手続をしなければならない。
 - (1) 原則として市内に居住し、市長が適当と 認める連帯保証人<u>1人が署名する</u>誓約書を 提出すること。なお、この誓約書には印鑑登 録証明書を添付しなければならない。
 - (2) (略)
- 2 改良住宅の入居を許可された者が、やむを得ない事情により入居の手続を前項に定める期間内にすることができないときは、**同項の**規定

(入居者の選考)

- 第5条 市長は、入居の申込みをした者のうち、 第3条第1号に該当する者については優先的 に入居させるものとし、同条第2号及び第3号 に該当する者について、その数が入居させるべ き改良住宅の戸数を超える場合の入居者の選 考は、次に掲げる者について行う。
 - (1) (略)
 - (2) 他の世帯と同居して著しく生活上の不便を受けている者又は住宅がないため親族

と同居することができない者

 $(3) \sim (5)$ (略)

(入居の許可)

第6条 市長は、入居決定者

_____に対して、**八幡浜市改良住宅条例施** 行規則(平成17年規則第128号。以下「規 <u>則」という。)の</u>定めるところにより改良住宅 入居許可書を交付<u>することにより入居を許可</u> する。

(入居の手続)

- 第7条 前条の規定により改良住宅の入居を許可された者は 許可のあった日から10日 以内に次に掲げる手続をしなければならない。
 - (1) 原則として市内に居住し、市長が適当と 認める連帯保証人 <u>2人の連署する</u>誓約書を 提出すること。なお、この誓約書には印鑑登 録証明書を添付しなければならない。
 - (2) (略)
- 2 改良住宅の入居を許可された者が、やむを得ない事情により入居の手続を前項に定める期間内にすることができないときは、**前項の**規定

にかかわらず、市長が別に指示する期間内に同 **項各号**に定める手続をしなければならない。

- 3 市長は、特別の事情があると認める者に対し ては、第1項第1号の規定による誓約書に連帯 保証人の署名を必要としないこととし、又は同 項第2号に規定する敷金の減免若しくは徴収 の猶予をすることができる。
- (略)
- 5 市長は、改良住宅の入居を許可された者が 第1項又は第2項の手続をしたときは、当該許 可された者に対して速やかに改良住宅の入居 可能日を通知しなければならない。

(家賃の変更)

- 第10条 次の各号のいずれかに該当する場合 において、市長は家賃を変更し、又は第8条の 規定にかかわらず家賃を別に定めることがで きる。
 - (1) (略)
 - (2) 改良住宅に______改良を施したとき。

(敷金)

第13条 (略)

- 2 入居者が賃貸借に基づいて生じた金銭の給 付を目的とする債務を履行しないときは、市 は、敷金をその債務の弁済に充てることができ る。この場合において、入居者は、市に対して、 敷金をもって賃貸借契約に基づいて金銭の給 付を目的とする債務の弁済に充てることを請 求することができない。
- 3 第1項に規定する敷金は、入居者が改良住宅 を<u>**明け渡すときに</u>**、これを還付する。ただし、</u> 賃貸借に基づいて生じた金銭の給付を目的と **する債務の不履行**、割増賃料又は損害賠償金が あるときは、敷金のうちからこれを控除した額 を還付する。

<u>4</u> (略)

(修繕費用の負担)

第15条 改良住宅及び地区施設の修繕に要す る費用<u>は、市長がその修繕に要する費用を入居</u> 者が負担するものとして定めるものを除いて、

市の負担とする。

2 入居者の責めに帰すべき事由によって改良 住宅又は地区施設の修繕の必要が生じたとき は、前項の規定にかかわらず、入居者は市長の 選択に従い修繕し、又はその費用を負担しなけ ればならない。

(入居者の費用負担義務)

にかかわらず、市長が別に指示する期間内に同 **項**に定める手続をしなければならない。

3 市長は、特別の事情があると認める者に対し ては、第1項第1号の規定による誓約書に連帯 保証人の連署を必要としないこととし、又は同 項第2号に規定する敷金の減免若しくは徴収 の猶予をすることができる。

(略)

5 市長は、改良住宅の入居を許可された**者が**、 第1項又は第2項の手続をしたときは、当該人 居決定者 に対して速やかに改良住宅の入居 可能日を通知しなければならない。

(家賃の変更)

- 第10条 次の各号のいずれかに該当する場合 において、市長は家賃を変更し、又は第8条の 規定にかかわらず家賃を別に定めることがで きる。
 - (1) (略)
 - (2) 改良住宅については、改良を施したとき。

(敷金)

第13条 (略)

2 前項の 規定する敷金は、入居者が改良住宅 を立ち退くとき、これを還付する。ただし、 未納の家賃

、割増賃料又は損害賠償金が あるときは、敷金のうちからこれを控除する。

<u>3</u> (略)

(修繕費用の負担)

- 第15条 改良住宅及び地区施設の修繕に要す る費用<u>(畳の表替、破損ガラスの取替及びフス</u> マの張替等の軽微な修繕及び給水栓、点滅器、 <u>その他附帯設備の構造上重要でない部分の修</u> <u>繕に要する費用を除く。)は</u>市の負担とする。
- 2 入居者の責めに帰すべき事由によって前項 に掲げる修繕 の必要が生じたとき は、同項の規定にかかわらず、入居者は市長の 選択に従い修繕し、又はその費用を負担しなけ ればならない。

(入居者の費用負担義務)

第16条 次に掲げる費用は、入居者の負担とす │ 第16条 次に掲げる費用は、入居者の負担とす

る。

- (1) 電気、ガス、水道及び下水道の使用料
- (2) (3) (略)
- (4) 前条第1項において市が負担することと されているもの以外の改良住宅及び地区施 設の修繕に要する費用

(入居者の保管義務)

第17条 入居者は、当該改良住宅<u>又は</u>地区施 設の使用について必要な注意を払い、これらを 正常な状態において維持しなければならない。

第21条 (略)

2 (略)

3 第1項の承認を得ずに改良住宅を模様替え し、又は増築したときには、入居者は、自己の 費用で原状回復又は撤去を行わなければなら ない。

(住宅の明渡請求)

- 第23条 市長は、入居者が次の各号のいずれか に該当する場合は、当該入居者に対して入居の 許可を取り消し、改良住宅の明渡しを請求する ことができる。
 - $(1) \sim (4)$ (略)
 - (5) この条例 (第26条において準用する場合を含む。) 又はこれに基づく規則に違反したとき。
- 2 前項の規定により入居の許可が取り消され、 住宅の明渡しの請求を受けた入居者は、速やか に当該住宅を明渡ししなければならない。この 場合<u>において、</u>入居者は、<u>当該明渡請求</u>を受け た翌日<u>から</u>明渡しの日までの家賃相当額の 2 倍に相当する額の損害賠償を支払わなければ ならない。

(住宅監理員及び管理人)

第24条 (略)

 $2 \sim 4$ (略)

5 <u>前各項</u>に規定するもののほか、住宅監理員及 び住宅管理人に関し必要な<u>事項は、</u>規則で定 める。

(立入検査)

- 第25条 市長は、改良住宅の管理上必要がある と認めるときは、住宅監理員<u>又は</u> 市長の 指定した者に改良住宅の検査をさせ、又は入居 者に対して適切な指示をさせることができる。
- 2 (略)

る。

- (1) 電気、ガス及び水道 の使用料
- (2) (3) (略)

(入居者の保管義務)

第17条 入居者は、当該改良住宅<u>又は、</u>地区施 設の使用について必要な注意を払い、これらを 正常な状態において維持しなければならない。

第21条 (略)

2 (略)

(住宅の明け渡し請求)

- 第23条 市長は、入居者が次の各号のいずれか に該当する場合は、当該入居者に対して入居の 許可を取り消し、改良住宅の明渡しを請求する ことができる。
 - (1)~(4) (略)
 - (5) この条例

_____又はこれに基づく規則に違反したとき。

2 前項の規定により入居の取消しをされ、 住宅の明渡しの請求を受けた入居者は、速やか に当該住宅を明渡ししなければならない。この 場合において 入居者は、明渡し請求 を受け た翌日から、明渡しの日までの家賃相当額の 2 倍に相当する額の損害賠償を支払わなければ ならない。

(住宅監理員及び管理人)

第24条 (略)

 $2 \sim 4$ (略)

5 <u>前各号に</u>規定するもののほか、住宅監理員及 び住宅管理人に関し必要な<u>事項は</u>規則で定 める。

(立入検査)

- 第25条 市長は、改良住宅の管理上必要がある と認めるときは、住宅監理員<u>者しくは、</u>市長の 指定した者に改良住宅の検査をさせ、又は入居 者に対して適切な指示をさせることができる。
- 2 (略)

附則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和2年4月1日から施行する。 (利息に関する経過措置)
- 2 第1条の規定による改正後の八幡浜市営住宅条例(以下「新条例」という。) 第42条の規定は、この条例の施行の日以後に到来した支払期に係る支払期後 の利息について適用し、同日前に到来した支払期に係る支払期後の利息につい ては、なお従前の例による。

(連帯保証人に関する経過措置)

- 3 新条例第11条の規定は、この条例の施行の日以後に入居者として決定した 者に係る連帯保証人について適用し、同日前に入居者として決定した者に係る 連帯保証人については、なお従前の例による。
- 4 第2条の規定による改正後の八幡浜市改良住宅条例第7条の規定は、この条例の施行の日以後に入居を許可された者に係る連帯保証人について適用し、同日前に入居を許可された者に係る連帯保証人については、なお従前の例による。

提案理由

連帯保証人を2人から1人に変更すること及び民法の一部改正に伴う改正 その他所要の改正を行うため。